

社会福祉法人 釧路創生会
「指定通所介護」及び「介護予防・日常生活支援総合事業」
重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(北海道指定第 0174101261 号)

当事業所はご利用契約者（以下、甲とする）に対して指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスのお客様は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目 次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. サービスの利用に関する留意事項
6. 事故発生時の対応について
7. 相談・苦情の受付について
8. サービスの利用をやめる場合
9. その他

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 釧路創生会
- (2) 法人所在地 釧路市春採7丁目9番8号
- (3) 電話番号 0154-46-7233
- (4) 代表者氏名 理事長 高橋 雅裕
- (5) 設立年月日 平成5年12月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成25年4月1日指定・(第0174101261号)
釧路市通所型サービス(通所介護相当)
平成30年4月1日指定・(第0174101261号)
- (2) 事業の目的 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法令に従い、甲が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援する事を目的としてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 さくらの里デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 釧路市桜ヶ岡4丁目14番10号
- (5) 電話番号 0154-92-2171
- (6) 施設長 氏名 立塚 夏澄
- (7) 当事業所の運営方針
 - ① ご利用なされる方の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るための機能訓練、及び生活の質の確保を重視した在宅生活が維持できるように支援を行うことで、その社会的孤立間の解消や心身機能の維持並びに代理人の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努めます。
 - ② 事業の実施に当たっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス・支援事業所との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます
 - ③ 当事業所では今できている事に着眼し過剰な介護は避け、限りなく自宅での生活と同じようにできている事、できそうな事はご自分で行って頂くよう支援致します。細心の注意を払い事故防止に努めて参りますが転倒、事故等のリスクが高くなる可能性もありますのでご理解下さい。
 - ④ 当事業所ではケアプランに基づき通所介護計画書を作成しサービス提供に努めます。心身機能の変化への対応や個々の状態に合わせたサービスの提供を実施する為通所介護計画書をご確認後捺印・署名をお願い致します。

(8) 開設年月日 平成 25 年 4 月 1 日

(9) 事業者（以下、乙とする）が行っている業務

[居宅介護支援事業所]

①はるとりの里居宅介護支援事業所 平成 12 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174100131 号

②さくらの里居宅介護支援事業所 平成 25 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174101261 号

[訪問介護事業]

はるとりの里 ホームヘルパーステーション

平成 12 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174100131 号

[通所リハビリテーション事業]

老健たいよう通所リハビリテーション

平成 12 年 4 月 1 日指定・北海道第 0154180038 号

[通所介護事業]

①白樺デイサービスセンター 平成 12 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174100057 号

②はるとりの里デイサービスセンター 平成 12 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174100131 号

③さくらの里デイサービスセンター 平成 25 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174101261 号

[短期入所事業]

①老健たいようショートステイ 平成 18 年 3 月 20 日指定・北海道第 0174100974 号

②はるとりの里ショートステイ 平成 12 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174100131 号

③さくらの里ショートステイ 平成 19 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174101261 号

[介護老人保健施設]

社会福祉法人釧路創生会 老人保健施設 老健たいよう

平成 12 年 4 月 1 日指定・北海道第 0154180038 号

[介護老人福祉施設]

①社会福祉法人釧路創生会 特別養護老人ホーム はるとりの里

平成 12 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174100131 号

②社会福祉法人釧路創生会 特別養護老人ホーム さくらの里

平成 19 年 4 月 1 日指定・北海道第 0174101261 号

[軽費老人ホーム 特定入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業]

①ケアハウスよねまち 平成 27 年 4 月 22 日指定・北海道第 0174142208 号

②ケアハウスやまざくら 平成 28 年 9 月 23 日指定・北海道第 0174142349 号

[障害福祉サービス事業]

釧路創生会就労継続支援 A 型事業所

令和 02 年 4 月 01 日指定・北海道第 0114102072 号

釧路創生会就労継続支援 A 型事業所さくら

令和 06 年 9 月 15 日指定・北海道第 0114102544 号

(10) 通常の事業の実施地域

釧路市 南大通・大町・入船・知人町・港町・米町・弥生・浦見・宮本・富士見
柏木町・幣舞町・大川町・住吉・城山・材木町・千歳町・貝塚・弁天ヶ浜
千代ノ浦・鶴ヶ岱・緑ヶ岡・春採・興津・益浦・桜ヶ岡・武佐・桂恋・高山
紫雲台・白樺台・三津浦の全域

(11) 営業日及び営業時間 月曜日～日曜日（12月31日～1月3日までを除く）

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

サービス提供時間 午前9時30分～午後4時35分

(12) 利用定員 1日45名

(13) 第三者評価 実施なし

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約に対して指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> * 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 数	職 務 の 内 容
(1) 事業所長（管理者）	常勤（兼務） 1名	事業所の従業者の管理・利用の申込みに係る調整・業務の実施状況の把握・その他の一元的管理
(2) 生活相談員	常勤（専従） 1名 常勤（兼務） 2名	通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業計画の策定・お客様の生活相談
(3) 介護職員	常勤（専従） 6名 常勤（兼務） 2名 非常勤（専従） 2名 計 10名	お客様の直接ケア
(4) 看護職員	常勤（兼務） 2名 計 2名	お客様の健康チェック・健康相談
(5) 機能訓練指導員	常勤（専従） 1名 常勤（兼務） 2名 計 3名	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練
(6) 運転手	非常勤（専従） 3名	お客様の送迎 施設の環境整備や営繕

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、甲に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、通常9割（一定の所得のある方は8割または7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 食事（但し、食費は別途いただきます。）<ul style="list-style-type: none">・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに甲の身体の状態及び嗜好を考慮した食事とします。② 入浴～入浴又は清拭を行います。大浴場・個浴があります。③ 排泄～甲の排泄の介助を行います。④ 機能訓練～機能訓練指導員（看護職員兼務）により、甲の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。⑤ 個別機能訓練～機能訓練指導員（看護師兼務）により生活機能向上を目的とした訓練を個別に実施致します。⑥ 運動機能向上～要支援1、2の希望者を対象に運動を実施します。⑦ 口腔機能向上～口腔機能が低下している、または、おそれのある甲に対して実施致します。 |
|---|

サービス利用料金（1回当たり）（契約書第8条参照）

別表-1,2の料金表によって、甲の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。
また、介護予防・日常生活支援総合事業給付については基本月額制となっており別表-1,2に従ってお支払いただきます。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用額の全額が甲の負担となります。

<介護保険給付とならないサービス>

① 食事の提供（食事代） 料金 1回 505 円

② 複写物の交付

サービス提供についての、記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

1枚 10 円

③ プログラム材料費

外出行事の飲食代等は実費 手工芸の材料費など別途頂く場合があります。

④ 日常生活上に必要となる諸費用実費

日常生活品の購入金額等甲の日常生活に要する費用で甲に負担いただくことが、適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代 実費（現物交換可）

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。お支払方法は指定金融機関口座からの自動引落としとさせていただきます。なお、自動引落日は毎月20日・27日（金融機関休業日は翌日）となります。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所では日常生活動作の維持、向上を図るため、ご家庭や外出時に遭遇する活動を、サービスに組み込んで提供をさせて頂いております。

特に下記事項においては、転倒や負傷等おこることが予想され、事故の無いよう配慮いたしますが、結果として事故となることも想定されますので、ご理解ください。

- (1) 事業所内の移動及び送迎・外出行事等の際には、歩行を含め自立して移動するよう促します。
段差や坂道等も普段の生活において移動することが想定されますので、同様に対応いたします。
- (2) 活動の中で刃物等を使用することがあります。
 - ・手芸活動（はさみ、針等）
 - ・調理活動（包丁、ピーラー、竹串等）
 - ・工芸活動（カッターナイフ、目打ち、のこぎり、金づち、釘等）他
- (3) 活動の中で発熱・加熱する用具を使用することがあります。
 - ・入浴（蛇口、シャワー、ドライヤー等）
 - ・調理活動（ホットプレート、オーブン、コーヒーメーカー、電気ポット等）他

喫煙～指定以外の場所での喫煙はできません。

介護保険証等の複写物の提出

介護保険証・介護保険負担割合証・社会福祉法人負担軽減確認証（該当者のみ）・お薬の説明書については更新時コピーしたものを頂きます。当事業所でもコピー出来ますので職員にお申し付け下さい。

6. 事故発生時の対応について（契約書第15条、第16条参照）

- (1) 甲に対するサービスの提供による事故が発生した場合には速やかに、市町村、甲のご家族、支援事業所等に連絡を行うとともに、次の措置を講じます。

- ① 事故の状況及び事故に際して取る処置について記録します。
- ② 乙の責任により甲に生じた損害については、乙は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、甲にも故意又は、重大な過失が認められる場合には、乙の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) (損害賠償がなされない場合) 以下の場合には事業者の責めに帰すべき事由が認められない限り甲に生じた損害を賠償いたしません。

- ①甲が契約締結時に、ご自信の心身の状況や病歴等について、故意に告げず又は虚偽に告げたことが原因として発生した損害
- ②甲がサービスの実施にあたって必要な事項(その日の体調や健康状態等)を乙が確認する際に、故意に告げず、虚偽に告げたことが原因として発生した損害
- ③甲の急な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由により発生した損害
- ④甲が乙もしくはサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為を原因として発生した損害

7. 相談・苦情の受付について(契約書第15条、16条参照)

(1) 相談・苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 施設長 立塚 夏澄 連絡先 0154-92-2151
- 苦情受付担当者 部 長 古澤留美子 連絡先 0154-92-2171
- 受付時間 毎週月曜日～日曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

(2) 相談・苦情に対する体制、対応の手順

相談・苦情に対する窓口として、相談窓口担当者を配置しております。苦情があった場合は、ただちに苦情窓口担当者が申し立て者に連絡を取り、直接出向くなどして詳しい情報を聞くとともに、サービス担当者からも事情を確認します。そのうえで内容等を精査し、施設長に報告、または必要に応じて検討会議を行い、速やかに対応方法を含めた結果報告、関係者への連絡調整を行います。その際、苦情に対する内容・経過・対応の記録を保管し、再発の防止に活用します。

(3) 苦情解決第三者委員

当事業所に対する苦情は次の第三者委員に申し出る事も出来ます。

山崎 富男 (社会福祉法人 釧路創生会 評議員、貝塚緑ヶ岡地区社会福祉協議会会長)
(連絡先 0154-46-4956)
牧野 優三 (春採下町連合町内会会長)
(連絡先 0154-46-0478)

(4) 行政機関その他苦情受付機関

釧路市福祉部介護高齢課 担当係	所 在 地	釧路市黒金町7丁目5番地
	電話番号	0154-23-5151
	F A X	0154-32-2003
	受付時間	9:00～17:00
北海道保健福祉部 福祉局施設運営指導課	所 在 地	札幌市中央区北3条西6丁目
	電話番号	011-204-5274
	F A X	011-232-1097
	受付時間	9:00～17:00
北海道国民健康保険 団体連合会	所 在 地	札幌市中央区南2条西14丁目国保会館
	電話番号	011-231-5161
	F A X	011-233-2178
	受付時間	9:00～17:00

(5) 北海道福祉サービス運営適正化委員会

本事業者で解決できない苦情は、北海道社会福祉協議会に設置された次の委員会に申し立てることが出来ます。

北海道福祉サービス運営 適正化委員会	所 在 地	札幌市中央区北2条西7丁目かでの2. 7
	電話番号	011-204-6310
	F A X	011-204-6311
	電子メール	tekisei@vesta.ocn.ne.jp

8. サービスの利用をやめる場合

(1) 契約の終了時について（契約書第18条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間ですが、契約期間満了の2日前までに甲から契約終了の要請がない場合には、契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新され、以降も同様となります。また、契約期間中は、契約書第18条の事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが仮に、そのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(2) 甲からの解約・契約解除の要請（契約書第19条、第20条参照、第21条参照）

契約有効期間であっても、甲から利用計画を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

9. その他

緊急時の医療機関

- ① 甲自身の主治医の医療機関に連絡をとり、主治医の指示のとおりとします。
- ② 主治医の医療機関と連絡が取れない時、または緊急を要する時は救急病院・当番病院等に連絡を入れ受け入れを依頼します。
- ③ 医療機関への搬送が必要な時は、代理人等への通知と搬送医療機関の承認確認をすることもありますので緊急連絡先をお知らせ下さい。また変更の際も必ず職員にお知らせ下さい。

非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームさくらの里消防計画」にのっとり対応します。			
近隣との協力体制	地域の消防機関へ速やかに通報する体制をつくり、消防団や地域住民の連携を図っていきます。			
防災訓練	別途定める「特別養護老人ホームさくらの里消防計画」にのっとり、年2回夜間及び日中を想定した非難訓練を、甲も参加して実施しています。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有り	屋内消火栓	有り
	非常階段	有り	非常通報装置	有り
	自動火災報知機	有り	漏電火災報知機	有り
	誘導灯	有り	非常電源	有り
	ガス漏れ探知機	有り		
	カーテン・カーペットは防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画など	防火管理者：齊藤 大道			

令和 年 月 日

指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 北海道釧路市桜ヶ岡4丁目14番10号

事業所名 さくらの里デイサービスセンター〈指定番号0174101261〉

管理者 部 長 古 澤 留 美 子 印

説明者職名 _____ 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け指定通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始に同意しました。

利用契約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____